



人権=心のマーク

滋賀学区

人推協ニュース

第

55

号

発行日：
令和4年3月15日

■ 発行者：滋賀学区「人権・生涯」学習推進協議会 ■ 事務局：大津市立滋賀公民館内 TEL.077-522-2180

「褒める」「認める」の実践 志賀小学校の取り組み



滋賀学区「人権・生涯」学習推進協議会
副会長 梅井 俊仁(志賀小学校長)



校門に立って、あいさつをしています。ほとんどの児童がスッと立ち止まり、姿勢を正して目を合わせ、「おはようございます。」とあいさつし、丁寧にお辞儀をします。その姿に、毎朝元気をもらっている私です。そんな中で、「いつもありがとうございます。」の言葉を添えてくれる女の子がいます。きっとお家の方が、教えてくださっているのでしょう。そういえば、二学期の終業式の下校時に、たくさんの児童が「二学期ありがとうございました。」「よいお年を」と笑顔で声をかけてくれました。担任とそんなあいさつを交わして教室を出たのだらうと推察します。

「学ぶ」という言葉の語源は「真似る」であり、「習う」の語源は「慣れる」であると聞いたことがあります。確かにそうだと思います。親からあるいは教師から教えられたことを真似する。初めはぎこちなくても、それを繰り返しているうちに、すっかり自分の所作になるものです。形だけのものから自分の気持ちを込められるようになります。大人の立ち振る舞いは、実に大切なのだと改めて思います。

もう一つ忘れてならないのは、褒めること、認めることです。分かっているけど実践できていないのは、私だけではないと思います。頑張っている子どもたちに、私たち大人が「とってもいいあいさつができました。」「最後までしっかり頑張りました。」と、温かい言葉をどんどんかけるように努めましょう。褒められた、認められたことを実感した子は、今度は声をかける側になります。

3校訓

志賀小学校では、「心をこめてあいさつします」「額に汗して黙ってそうじをします」「目と心と耳で聴きます」の3校訓を大切にしています。教職員は率先して3校訓を実践し、児童の取り組みを褒めるよう心がけています。掃除の時間になると、校内がシーンと静まります。2枚の雑巾を手にした児童が床に這いつくばって濡れ雑巾で床をこすり、からぶき雑巾で仕上げます。つまようじを使って、隙間の埃をかき出している姿も見られます。なんて素敵な子どもたちなのだろうと胸が熱くなります。



3校訓は、志賀小学校の伝統になっていますが、それを継承できているのは、6年生のおかげだと思っています。以前6年生の数人が、校長室を訪ねてきました。「校長先生、私たち6年生は、3校訓がしっかりできていると思われませんか？」私は少し返答に困りましたが「全体的には、とてもよく出来ていると思います。でも一人ひとりはどうかな？学校以外の場所でもできているかな？」と言葉を返しました。そして、褒める、認めるだけで終わっておけばよかったなあと後悔したことを覚えています。

6年生の姿に憧れ、次は自分たちが憧れの存在になっていく、伝統は子どもたちが作っています。

志賀小よい子ニュース

「運動場で転んでけがをした1年生を高学年の子が保健室まで連れて行ってあげた。」「配膳員さんが給食ワゴンを運んでいたら、子どもたちが声をかけあい道をあけてくれた。」相手が嬉しい気持ちになったことをみんなで共有し、良い行動とは何かを子どもたちに考えさせる時間です。良い行動の広まりをめざしています。

けん玉王座決定戦・志賀リンピック



志賀小学校には、けん玉となわとびが上手な児童がたくさんいます。高学年のすごい技を見て下学年も負けていません。遊びの中で、みるみる上達します。頑張っている仲間をみんなで賞賛します。けん玉で県大会に出場する児童や大津市のなわとびのチャンピオンもいます。



コロナ禍の人権生涯学習活動に寄せて

滋賀学区「人権・生涯」学習推進協議会

副会長 岩波 憲夫

皆さんこんにちは、今年度滋賀学区人権生涯学習推進協議会の副会長を仰せつかりました岩波と申します。

日頃より、人権生涯学習の諸活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス発症から足掛け3年になりますが、感染拡大防止の観点から当協議会でも諸活動を計画しながら、人権研修会・人権教室等参加型活動の自粛を余儀なくされてきました。そんな中、機関紙において人権問題の意識啓蒙を行って来たところです。

改めましてあえて、新型コロナウイルスには誰もが感染者、濃厚接触者になる可能性があり、ご近所をはじめ世間の目が気になるものです。

自分や家族がそのような立場におかれたときにどのような気持ちになるかを、今一度考えて頂き、感染者や医療従事者、その家族等に対する誤解や偏見による差別を行うことは許されないことを認識して頂き、これからの感染防止対策を行い日々の生活を送って行きたいものです。



～人権ひとくちメモ～ 【子どもの権利と親権】

滋賀学区「人権・生涯」学習推進協議会

副会長 村田 潔

高島市の児童虐待死事故から15年が経つ現在も、痛ましい事故は絶えない。昨年、大津市で発生したジャンクルジムでの死亡事故もその一つだ。高島市の事故を振り返り、子どもの幸せを考えるシンポジウムが過日、開催され参加した。その中でパネラーが発言した「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の四つの子どもの権利について、親権と対比させて考えてみる。

親が子どもを育てる権利と義務は親権といって民法で規定されているが、その親権を濫用し、子どもに暴力を振るったり、子どもを放置したりするといった児童虐待が、2000年の児童虐待防止法公布後も減ることはなかった。そこで2020年、子どもへの「しつけ」に体罰を加えてはならないことを改正児童福祉法で明記し、民法における親権は、改正法施行後2年をめぐりにその在り方を検討するとしていた。そして2年後の2022年1月、法制審議会の専門部会は、親権を謳っている条文を見直し、懲戒権の削除と体罰禁止を明示する方針を固めた。

沖縄では生後2カ月から養育して現在5歳になる里子を、児童相談所は「親権者の実母の意向を踏まえ里親

への措置を解除し、一時保護する」と通告した後、1月4日に引き渡された。里親は「里親委託を児童相談所が一方的に解除するのは、里子の心の平穏や健全な成長を無視した不当な対応だ」として、沖縄県を相手取り、解除の差し止めを求めて那覇地裁に提訴している。長期間にわたり里親家庭で養育されている子どもは、すでに里親子の愛着形成がなされている。親権のある実親の意向だという理由だけで、簡単に措置解除すべきではない。子どもの「参加する」権利を尊重し、里親、里子そして実親との交流を重ね、当事者である里子の意向を聞いたうえで、「生きる」「守られる」ためには、どちらで「育つ」のが良いか、決めるべきだと私は考える。

